

条例の点検・見直しシート

条例の題名		三重県人事委員会が職権で喚問した証人の費用弁償についての条例	作成年月日	平成24年6月25日	
条例番号		昭和26年三重県条例第37号	公布日	昭和26年10月26日	
所管部局課		人事委員会事務局	直近改正日	昭和48年7月6日	
条例の概要		三重県人事委員会が、地方公務員法第8条第6項の規定により喚問した証人の費用弁償について定めるものである。	電話番号	059-224-2930	
条例の種類				条例の種類	法執行型
視点	項目	回答	検討内容		
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	職権による証拠調べのため、証人を喚問することはあり得る。		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	証人を喚問する際に費用弁償を行う必要がある。		
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	職権による証拠調べのため、証人を喚問することはあり得る。		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし			
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	費用弁償の額及び支給方法について規定するものであり、地方自治法第207条との均衡を考慮して条例で定めることが適当である。		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公務員法第8条第6項		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい			
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい			
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的である証人に対する費用弁償の支給について、各条で定める手段により実現しており、整合は図られている。		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい			
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい			
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	証人に対する費用弁償の額及び支給方法について定めており、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい			
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい			
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい			
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい			
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	いいえ	証人に対する費用弁償の支給であり、限定的なものである。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい			
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし			
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい			
点検・見直し結果	理由	特記事項		見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	改正を検討する	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考えるが、条項ずれの対応が必要である。		無	無